

富士山静岡空港特定運営事業等 募集要項等への質問及び回答（平成29年7月6日）

No.	資料名	タイトル	頁	項目			質問内容	回答
1	実施方針	実施契約書（案）および基本協定書（案）の修正	27		5	(1)	「基本協定書（案）の修正には原則として応じない」とありますが、相互間で調整の上、県が自発的に変更を行う余地はありますか。	【基本協定書(案)】、【実施契約書(案)】は、競争的対話及び優先交渉権者として選定された応募者の提案内容を踏まえて修正します。
2	募集要項	第一次審査書類	3	I	1	(6)	以下の書類の追加開示をご検討いただくことはできないでしょうか。 ・富士山静岡空港株式会社 定款 ・富士山静岡空港株式会社株主の概要、決算報告書 ・富士山静岡空港株式会社の就業規則 ・富士山静岡空港株式会社の事業計画	第二次審査における参考資料として別途開示します。
3	募集要項	第一次審査書類	3	I	1	(6)	第一次審査書類作成にあたり、以下の公表を検討いただけませんか？ ・静岡県と富士山静岡空港株式会社の静岡県に関する合算財務諸表 ・本事業の事業計画、ベンチャーDDレポート	該当する資料はありません。
4	募集要項	空港用地	4	I	2	(1)	⑫ 「空港用地」の区域・定義は、関連資料集「空港区域図」に示された本体部（約190ha）内と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	募集要項	本事業の事業内容	5	I	2	(2)	ウ 空港用地外において実施が求められる特定運営事業について、本項記載事項以外にもありましたら一覧としてお示しいただけますでしょうか。	特定運営事業には、運営権者が提案する事業・業務である「空港の就航促進・利用促進に関する事業」や「地域との連携による事業」も含まれることから、一覧として提示することは考えていません。
6	募集要項	事業期間	5		2	(3)	ア 事業期間が20年間と設定された根拠をご教えてください。	大規模な更新投資の時期や、マーケットサウンディングにおける民間事業者の意見等を踏まえて設定しました。
7	募集要項	事業期間について	5	I	2	(3)	ア 事業期間を20年間と設定された根拠について、お示しいただけませんか。	大規模な更新投資の時期や、マーケットサウンディングにおける民間事業者の意見等を踏まえて設定しました。
8	募集要項	富士山静岡空港株式会社の株式の譲受方法	7	I	2	(4)	エ 改定「2017年度PPP/PFIアクションプラン別紙⑤」においてターミナルビル既存株主からの株式等の引き渡しに関し、リスクを運営権者のみが負う仕組みを少しでも改善する、として今後ガイドラインが策定されます。株式譲渡及び株式割当の履行については「努力する」との記載ですが、これらの確実な履行がなされるべくご配慮いただきたく存じます。	県は、株式譲渡及び株式割当が確実に履行されるよう、既存株主へ必要な説明等を行う予定です。
9	募集要項	富士山静岡空港株式会社の自己株式及び県保有株式の譲受	7	I	2	(4)	エ 現株主からの株式譲渡については、県と現株主との間で株式譲渡予約契約が締結されていますが、富士山静岡空港株式会社の自己株式の割当及び県保有株式の譲渡に関しては、同様の予約契約のようなものが締結されているのでしょうか。	富士山静岡空港株式会社の自己株式については、平成29年6月5日に開催された富士山静岡空港株式会社の定時株主総会において、全てを第三者割当とすること及びその内容（株式数、1株当たりの払込金額、払込期日）について議決済みです。県保有株式については、優先交渉権者選定後に株式譲渡仮契約締結することとしていますが、特に予約契約のようなものは締結していません。
10	募集要項	富士山静岡空港株式会社の株式の譲受方法	7	I	2	(4)	エ 運営権者が取得する同社発行済株式80%の総額をご教示下さい。	関連資料集「30-5-1-0-1_株主・譲渡株数一覧」をご参照ください。

No.	資料名	タイトル	頁	項目				質問内容	回答
11	募集要項	富士山静岡空港株式会社の株式の譲受方法	7	I	2	(4)	エ	当該譲渡価格の算定根拠をお示しいただけますでしょうか。また、同算定においては、静岡県からの指定管理業務が終了し、富士山静岡空港株式会社が独自に空港運営を行う前提になっているものと理解してよろしいでしょうか。	譲渡価格の算定根拠等については、開示する予定はありません。なお、算定の考え方については、No.13をご参照ください。
12	募集要項	富士山静岡空港(株)株式譲渡予約契約について	7	I	2	(4)	エ	総額約13億円とは、県が他の株主から譲渡される株式の評価額という認識でよろしいでしょうか。	富士山静岡空港株式会社の現株主（県及び牧之原市を除く。）から優先交渉権者に譲渡される株式の価格の総額です。県が予約完結権を優先交渉権者に譲渡し、優先交渉権者が譲渡された予約完結権を行使することで、現株主から優先交渉権者へ株式が譲渡されることとなります。
13	募集要項	富士山静岡空港(株)株式譲渡予約契約について	7	I	2	(4)	エ	総額約13億円の算出方法についてご教示下さい。	株式価値評価にはDCF法を用いています。なお、平成31年度からは公共施設等運営権制度に基づく新たな経営体制へ移行することに鑑み、平成30年度までのキャッシュフローにより評価を実施しています。また、キャッシュフローは、富士山静岡空港株式会社の財務情報や将来事業計画を踏まえた収支項目ごとの直近の実績や見込を基に算出しています。
14	募集要項	富士山静岡空港株式会社の株式の譲受方法	11	I	2	(4)	エ	事業開始前に優先交渉権者に対し約13億円の株式譲渡が実施されることとなっておりますが、事業期間終了時は保有する株式価値を再評価し、次期の運営権者に株式を譲渡するという理解でよろしいでしょうか。	【募集要項】7ページのI-2-(4)-エに関するご質問であることを前提に回答します。 事業期間終了時の株式の取扱いについては、現時点で未定です。
15	募集要項	運営権者の更新投資にかかる未償却費用の請求について	8	I	2	(2)	カ	当該項目における「更新投資」の定義は、募集要項17頁にある「更新投資」の定義（運営権設定対象施設に対する更新投資）と同義という認識でよろしいでしょうか。	【募集要項】8ページのI-2-(4)-カに関するご質問であることを前提に回答します。 お見込みのとおりです。
16	募集要項	事業期間終了時の富士山静岡空港株式会社の取扱いについて	8	I	2	(2)	カ	当該項目には、本事業を行うSPCであり、運営権者となる富士山静岡空港株式会社の事業期間終了時の扱いが記載されていませんが、今回の公募と同様に、貴県が公募等で選定する第三者に株式を譲渡することを想定されていますでしょうか。	【募集要項】8ページのI-2-(4)-カに関するご質問であることを前提に回答します。 事業期間終了時の富士山静岡空港株式会社の取扱いについては、現時点で未定です。
17	募集要項	運営権者の更新投資に係る未償却費用	8	I	2	(4)	カ	更新投資（運営権施設）の定義は、PFI法上の「維持管理」と同義であると実施契約書（案）に明記されており、更新投資（運営権施設）には修繕費も含まれるものと考えます。更新投資（運営権施設）（県負担更新投資を除く。）のうち、一定の要件を満たす場合は、「期末残存価値費用」を県に負担を求めることができますが、修繕費については「期末残存価値費用」に含まれないとの考え方でよろしいでしょうか。	期間費用として計上されるものは、「期末残存価値費用」には含まれません。
18	募集要項	更新投資に係る未償却費用	8	I	2	(4)	カ	運営権者は、更新投資に係る費用のうち、未償却費用相当額について県又は県の指定する者に支払いを求めることができるとされていますが、これは更新投資の内容を問わず全量支払を求めることができるもの理解して宜しいでしょうか。また、具体的な方法等については運営権者と県との協議により決定するとされていますが、協議はどの時点で行われることを想定しているのでしょうか。少なくとも個別の更新投資を実施する前に未償却残の取扱いについて協議をしておく必要があるものと考えております。	前段については、運営権設定対象施設に関しお見込みのとおりです。後段については、事業終了日の3年前の応当日までに運営権者が期末残存価値費用の負担を県に申し出ることで当該費用の負担を求めることができます。なお、詳細は、【実施契約書（案）】第31条をご参照ください。

No.	資料名	タイトル	頁	項目				質問内容	回答
19	募集要項	未償却費用の支払いについて	8	I	2	(4)	カ	更新投資等の区分の内、「新規投資（任意事業などにより施設を新たに整備する行為）」に該当するものの支払いも、事業期間終了時県又は県の指定する者に求めることが出来るのでしょうか。	未償却費用の支払い対象は、運営権設定対象施設であり、任意事業により整備した施設は対象となりません。ただし、県が空港の運営及び維持管理に必要と判断する資産については、県又は県の指定する者が時価で買い取ることであります。
20	募集要項	事業終了日以降の運営権者の資産について	9	I	2	(4)	カ	(ウ)について、運営権設定施設の引渡し後、事業終了日以降の貴県指定日になる可能性があるのでしょうか。また、その場合、事業終了日から貴県が指定する日の間において、運営権者は運営事業を実施する責任、金銭的責任を何ら負わないという認識で宜しかったですでしょうか。	運営権者が要求水準を充足させるために更新投資を実施する場合、引渡し後事業終了日以降の県指定日になることがあります。また、運営権者は、県又は県の指定する者による本事業の実施に協力するため、本契約が終了した後も業務の委託を受ける等の協力義務を負うものとしております。なお、詳細は、【実施契約書（案）】第57条及び第67条をご参照ください。
21	募集要項	更新後の重要備品の取扱いについて	9	I	2	(4)	カ	更新後の重要備品の取扱いは、「運営権者は、関連備品について、関連備品使用貸借契約の終了に伴い、現状有姿で、県が新たに運営権を設定する場合は県の指定する者に、運営権を設定しない場合は県に引き渡さなければならない。」という認識で良いのでしょうか。	お見込みのとおりです。
22	募集要項	運営権者の資産について	9	I	2	(4)	カ	県または県の指定する者が時価で買い取ることが出来るとされる「必要と認められたもの(資産)」の定め方について、本事業に係る全ての資産が買い取り対象となることを原則とする定め方にして頂くことは可能でしょうか。例外的に対象から除くことを要する場合には、かかる除外資産についての基準を予め明示して頂く、もしくは除外資産の具体事例をお示しいただけないでしょうか。	県が空港の運営及び維持管理にとって必要と判断する資産を買取の対象としており、買取時点で、資産の状態やその必要性等を総合的に勘案して判断する予定です。
23	募集要項	関連備品（重要備品を除く。）及び関連物品の範囲について	9	I	2	(4)	カ	県または県の指定する者が時価で買い取ることが出来るとされる「必要と認められたもの(備品)」の定め方について、本事業に係る全ての備品が買い取り対象となることを原則とする定め方にして頂くことは可能でしょうか。例外的に対象から除くことを要する場合には、かかる除外備品についての基準を予め明示して頂く、もしくは除外備品の具体事例をお示しいただけないでしょうか。	県が空港の運営及び維持管理にとって必要と判断する備品を買取の対象としており、買取時点で、備品の状態やその必要性等を総合的に勘案して判断する予定です。
24	募集要項	各種料金の設定	10	I	2	(5)	ア- (ア)	航空保安施設の使用料金、航空機給油施設の利用に係る料金、旅客ビル施設の利用に係る料金、貨物ビル施設の利用に係る料金、駐車場等の利用に係る料金、空港展望施設等の利用に係る料金、浄化槽施設の利用に係る料金については、I-2-(7)-アに記載の手に則れば、運営事業開始時点から設定（徴収）可能であるとの理解で宜しいでしょうか。（何らかの制約事項等がございましたらご教示ください。）	お見込みのとおりです。
25	募集要項	航空機燃料の管理について	11	I	2	(5)	ア	注釈9に「280kl分は県が防災用備蓄燃料として確保」とありますが、事業開始後も同様に取り扱うという理解でよいでしょうか。また防災用備蓄燃料を実際に使用するケースは震災等の大規模災害が発生した場合だと想定しておりますが、そのような事象が発生した場合において、防災備蓄燃料の補充費に関しては県に請求できるという認識でよろしいでしょうか。	いずれもお見込みのとおりです。
26	募集要項	航空機燃料譲与税について	11	I	2	(5)	ア	航空機給油施設運営等業務が本事業範囲に含まれていますが、現在静岡県の営業外収益となっている航空機燃料譲与税は運営権者の事業収支上にとってどのような扱いになるのでしょうか。	航空機燃料譲与税は、航空機燃料税（国税）の一定割合が国から県に配分されるものであり、運営権者の事業収支には含まれません。
27	募集要項	ハイジャック等防止対策について	12	I	2	(5)	ア	保安検査機器の購入及び設置並びに保安対策業務に係る費用を2分の1負担するのは、運営権設定後の保安検査機器の購入及び設置についてのみという認識で宜しかったですでしょうか。また、金額はどのくらいを想定しているのでしょうか。	前段は、お見込みのとおりです。なお、購入及び設置の過去の実績については、参考資料集「40-1-1-0-1_富士山静岡空港Information Package」及び参考資料集「40-3-3-3-1_ハイジャック補助金実績」をご参照ください。

No.	資料名	タイトル	頁	項目				質問内容	回答
28	募集要項	空港用地外における任意事業について	13	I	2	(5)	ウ	当該項目における「空港用地外」の範囲は、空港用地以外の敷地全般を指し、空港から〇km以内等のその他制約はないという理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
29	募集要項	任意事業	13	I	2	(5)	ウ	空港用地内における「任意事業」とは、ガソリンスタンド及び、その他運営権者が新たに行う事業という整理でよろしいでしょうか。	任意事業は、本事業の目的に沿って、全体計画及び単年度計画に定められた範囲で、自ら又は運営権者子会社等をして行う、特定運営事業及びその他義務事業以外の自らが必要と考える事業です。
30	募集要項	任意事業の事業期間終了後の取り扱いについて	13	I	2	(5)	ウ	任意事業において運営権者が新たに商業施設や宿泊施設を整備し運営した場合、事業期間終了後その事業及び施設は、原則として県又は県の指定する者による買い取り対象として頂くことは可能でしょうか。	県が空港の運営及び維持管理にとって必要と判断する資産を買取の対象としています。
31	募集要項	任意事業により新たに整備した施設の取扱いについて	13	I	2	(5)	ウ	運営権者が任意事業により新たに整備する施設（商業施設や宿泊施設等）に関して、SPCの収支に影響を与える事項であるため、事業期間終了時における取扱いについて明示頂けないでしょうか。	県が空港の運営及び維持管理にとって必要と判断する資産を買取の対象としています。
32	募集要項	県及び関係団体が実施する事業・業務	14	I	2	(6)	イ	2017年5月11日付日本経済新聞記事に、静岡県が空港の企業会員向けに航空運賃補助をすとの記事がありましたが、県として、民間事業者による運営開始後、どのような関与をしていかれる予定か、お示しください。	【募集要項】14ページのI-2-(6)-イに記載のとおりです。
33	募集要項	運営権者が行うハイジャック等防止対策について	14	I	2	(6)	イ	保安検査機器の購入及び設置ならびに保安対策業務は原則航空運送事業者等が行い、その1/2の費用を運営権者が負担するという認識でありますが、それ以外に別途運営権者が行うハイジャック等防止対策業務及びそれに対する支援業務とは、具体的にどのような内容を想定しておりますでしょうか。	国際線の保安検査機器は、現在、富士山静岡空港株式会社が購入及び設置しているため、運営権者が行うハイジャック等防止対策業務に含まれます。また、旅客以外の者に対する保安検査についても、運営権者が行うハイジャック等防止対策業務に含まれます。なお、実績は参考資料集「40-3-3-3-1_ハイジャック補助金実績」をご参照ください。
34	募集要項	法令改正による補強工事について	17	I	2	(10)	ア	事業期間中に地震や津波等の災害への対策に関する法令が改正され必要になった各種施設に対する補強及び新設工事等は、更新投資の「修繕」と「拡張」のどちらに該当しますでしょうか。	「新設工事等」の意味するところが明らかではありませんが、補強については「修繕」に該当し、施設の規模の拡大や機能の付加を行う場合は「拡張」に該当します。
35	募集要項	債務負担行為限度額	18		1	(10)	イ (ア)	「事業期間中の債務負担限度額」は事業期間中の年度ごとの金額が設定されるものなのか、または事業期間中の総額で設定されるものであるのか、どちらで捉えるべきでしょうか。年度ごとに設定される場合は運営権者が提案時に計画した事業計画に則り必ず設定・実行しなければならないものか、或いは提案時に設定された事業期間中の債務負担限度額の総額内であれば年度ごとに調整できるのか、調整の余地があるかどうかご教示ください。そしてその調整する機会とは、募集要項P19に示される単年度計画提出時の協議及び調整時と理解して宜しいでしょうか。	【募集要項】18ページのI-2-(10)-イ-(ア)に関するご質問であることを前提に回答します。 事業期間中の債務負担行為限度額は、事業期間中の更新投資に係る県負担額の上限額を総額で設定する予定であり、原則としてその総額は変更されません。 事業年度ごとの事業計画は、運営権者が、県と協議及び調整を行った上で、事業年度開始日の30日前までに単年度計画を県に提出し、県の承認を得ることとしています。
36	募集要項	オプション延長実施にかかる県の費用負担の軽減の意味について	18	I	2	(10)	イ	オプション延長を行使する場合には、貴県の費用負担が軽減されることが条件となっていますが、何と比較して軽減されるとご判断されるのでしょうか。	更新投資及び重要備品（更新及び修繕）について、オプション延長により延長される前の事業期間に比べて県の負担割合が軽減された場合となります。
37	募集要項	空港基本施設等の更新投資（更新及び修繕）に係る費用負担	18	I	2	(10)	イ	更新投資に係る県による費用負担の取扱い等に関連して、国税庁等、関係当局との協議を行っている場合、当局の見解等がございましたら、ご教示ください。	国税庁等との協議は行っていません。
38	募集要項	県が定める費用上限額について	18	I	2	(10)	イ	滑走路等の更新投資に関する、県が定める費用上限額とは具体的にどのように定められるのでしょうか。	参考資料集「40-2-4-1-1_更新投資試算結果」のとおりです。

No.	資料名	タイトル	頁	項目				質問内容	回答
39	募集要項	空港整備事業費補助金等について	18	I	2	(10)	イ	空港基本施設等の更新投資（更新・修繕・拡張）に関する費用負担に関する記載がありますが、現在静岡県は営業外収益となっている「空港整備事業費補助金」「地域活性化・公共投資臨時交付金」「地方交付税相当額」及び、営業外費用となっている「支払利息」は、運営権者の事業収支上にとってどのような扱いになるのでしょうか。	空港整備事業費補助金、地域活性化・公共投資臨時交付金、地方交付税相当額は、県による事業実施に伴って国から県に交付されるものであり、運営権者の事業収支には含まれません。空港の管理運営に係る県の収支における支払利息については、県が空港整備に伴って発行した県債の利息相当額であり、引き続き県が支出していくこととなるため、運営権者の事業収支には含まれません。
40	募集要項	災害対策工事への補助金について	18	I	2	(10)	イ	「空港基本施設等の更新投資（拡張）」及び「旅客ビル施設等の更新投資」は運営権者が負担するという認識ですが、災害対策に関する法令の改正による工事に掛かる費用に対し、行政から受けられる補助金制度としては例えば県の「耐震改修に対する補助」の他どのようなものがありますでしょうか。	災害対策に関する法令等の改正に伴う工事費用に対する県の補助金制度はありません。
41	募集要項	債務負担行為限度額について	18	I	1	(10)	イ	「事業期間中の債務負担行為限度額」は事業期間中の年度ごとに設定されるものであるのか、それとも、事業期間中の総額で設定されるのか、どちらになりますでしょうか。年度ごとに設定される場合は、募集要項P19に示される単年度計画の内容に基づき、年度ごとの調整は可能であるという理解でよろしいでしょうか。また、事業期間中の債務負担行為限度額（総額）を超える更新投資が発生した場合、その更新投資費用については、5月29日開催の募集要項等の説明会において説明いただいたように、運営権者側の負担になるという理解でよろしいでしょうか。	【募集要項】18ページのI-2-(10)-イ-(7)に関するご質問であることを前提に回答します。 事業期間中の債務負担行為限度額は、事業期間中の総額で設定する予定であり、原則としてその総額は変更されません。なお、債務負担行為限度額は、事業期間中の更新投資に係る県負担額の上限額です。事業年度ごとの事業計画は、運営権者が、県と協議及び調整を行った上で、事業年度開始日の30日前までに単年度計画を県に提出し、県の承認を得ることとしています。事業期間中の債務負担行為限度額を超える更新投資が発生した場合は、運営権者の負担となります。
42	募集要項	債務負担行為限度額について	18	I	1	(10)	イ	「事業期間中の債務負担行為限度額」は、募集要項P19に示される単年度計画の内容に基づき、年度ごとの調整は可能であるという理解で宜しかったでしょうか。また、事業期間中の債務負担行為限度額（総額）を超える更新投資が発生した場合、その更新投資費用については、5月29日開催の募集要項等の説明会において説明いただいたように、運営権者側の負担になるという理解で宜しかったでしょうか。	【募集要項】18ページのI-2-(10)-イ-(7)に関するご質問であることを前提に回答します。 事業期間中の債務負担行為限度額は、事業期間中の総額で設定する予定です。事業期間中の債務負担行為限度額を超える更新投資が発生した場合は、運営権者の負担となります。
43	募集要項	県から運営権者への職員の派遣	19	I	2	(12)		現時点で想定されている派遣職員の職種をご教示下さい。	県職員の派遣については、その可否を含めて、競争的対話及び優先交渉権者との協議により決定する予定です。
44	募集要項	応募者の参加資格要件	21	II	2	(1)	カ	第二次審査書類をコンソーシアムとして提出する場合、第一次審査を単体で通過した企業をコンソーシアム構成員に加えることはできないと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
45	募集要項	応募者の参加資格要件	21	II	2	(1)		第一次審査を通過したコンソーシアムの一部構成員（代表企業を含む）が、競争的対話やデューデリジェンスの結果第二次審査書類の提出を辞退することは、コンソーシアム構成員の変更として認められますでしょうか？	第二次審査書類の提出までコンソーシアム構成員の辞退は認められますが、代表企業の辞退は原則としてコンソーシアム構成員の変更としては認められません。
46	募集要項	応募者の参加資格要件	21	II	2			改定「2017年度PPP/PFIアクションプラン別紙」に従って、競争制限的な企業（同様のサービスを提供可能な企業数が著しく少ない企業）が存在します。そうした企業を抑えたものしか入札に参加できない。あるいは有利に働いてしまうような条件設定にならないルール化をご検討頂きたく存じます。	本事業では、競争制限的な企業が競争上有利に働く条件設定とならないようなルールを定めています。

No.	資料名	タイトル	頁	項目				質問内容	回答
47	募集要項	第1次審査書類の提出方法について	26	Ⅱ	4	(5)	ア	募集要項では、第1次審査書類の提出方法について、「各情報が保存（押印された書類及び添付書類を除きPDFファイル不可）されているCD-R又はDVD-Rのいずれか1枚とともに、原本を持参又は郵送等により提出」とありますが、様式集では、「電子メール（押印された書類及び添付書類を除きPDFファイル不可）により送信するとともに、原本を提出」となっています。特に、電子ファイルでの提出が必要な様式について、具体的にお示し頂くとともに、電子ファイルの提出方法についてメールまたは郵送・持参のどちらの方法で提出をすればよいかご指示をお願いします。	関心表明書、第一次審査関係書類及び第一次審査書類は、各情報が保存（捺印された書類及び添付書類を除きPDFファイル不可）されているCD-R又はDVD-Rのいずれか1枚とともに、原本を持参又は郵送等により提出してください。 【募集要項（様式集及び記載要領）】の記載を修正し、別途開示します。
48	募集要項	基本協定書、実施契約の締結について	31	Ⅱ	6	(1) (5)		基本協定書(案)、実施契約書(案)について、優先交渉権者がまだ決定していない時点での競争的対話(平成29年8月～12月)で内容が確定するのでしょうか。優先交渉権者決定後は協議による修正の場は設けられないのでしょうか。	【基本協定書(案)】及び【実施契約書(案)】の修正は、競争的対話及び選定された優先交渉権者の提案内容に基づいて行います。優先交渉権者決定後の修正は、原則として行いません。
49	募集要項	その他契約の締結について	32	Ⅱ	6	(6)		行政財産使用貸借契約書(案)、関連備品使用貸借契約書(案)及び関連物品譲渡契約書(案)について、協議の上、締結していただけないのでしょうか。	【行政財産使用貸借契約書(案)】、【関連備品使用貸借契約書(案)】及び【関連物品譲渡契約書(案)】は、【実施契約書(案)】を構成する書面であるため、修正は、競争的対話に基づいて行います。
50	募集要項	地域との連携	35	Ⅲ	1	(1)		県、島田市、牧之原市、吉田町その他関係市町が行う本空港の活性化のための取組や本空港と連携した取組として、具体的にお示しいただけるものはありますでしょうか。	現在県及び周辺市町が実施している主な取組は以下のとおりです。 ・藤枝市によるアクセスバスの運行 ・イベントの開催及びイベントにおける地元出展 ・観光パンフレット等の配架 等
51	募集要項	契約等の承継について	35	Ⅲ	1	(4)		「県が指定するものについては、事業開始日以降、運営権者に引き継がれるものとする。なお、運営権者は必要に応じて、事業開始日までに関係者と契約等を締結し直すこととなる。」とありますが、(空港運営事業開始の前提条件となることが予想されることから)各関係者による契約の締結手続きが円滑に進行するよう、県による協力(努力義務等)を実施契約書上に付記していただくことは可能でしょうか。	県として、各関係者による契約等の締結が円滑に進むよう協力しますが、実施契約において努力義務等として規定することは考えていません。
52	募集要項	法令等変更	37	Ⅲ	2	(3)		国による法令、政策の変更等及び県以外の地方公共団体による条例変更等が生じ、県と運営権者に損失が生じた場合、各自が負担することとされておりますが、本事業が県の公共施設の運営であることに鑑みれば、運営権者が損失発生防止手段を講ずることができず、運営権者に費用負担が発生する場合は、基本的には県が費用を負担すべきではないのでしょうか。	国による法令、政策の変更等及び県以外の地方公共団体による条例変更等は、運営権者及び県の双方において損失発生防止手段を講ずることができないため、費用は各自が負担するものとします。
53	募集要項	県によるモニタリングについて	38	Ⅲ	3	(2)		「モニタリングは、県が直接実施するものに加え、第三者による評価委員会等を県が設置し、当該委員会等により本事業の実施状況の評価を行うことを予定している。」とありますが、可能な限りの一体化(実施時期や評価フォーマット等)による業務負荷の軽減について、検討していただくことは可能でしょうか。	県によるモニタリングの実施方法の詳細は、事業開始日までに定めることとしていますが、運営権者が提出するセルフモニタリングの結果に関する報告書を基に、評価委員会等による評価結果や県が必要と認めて実施する調査結果を踏まえ、運営権者が要求水準を充足する運営を行っているか否かを確認するとともに、運営権者の財務状況を把握することを基本とする予定です。
54	募集要項	本議決権株式	40	Ⅲ	4	(3)	イ	現株主の議決権比率(20%)は、運営開始時点において充足されていれば良いのでしょうか。あるいは、運営期間に亘って、維持する必要はありますでしょうか。制約がある場合、ご教示ください。	事業開始日までの間において、継続株主の保有する本議決権株式の合計数が、発行済みの本議決権株式数の20%を超えないこととしています。
55	募集要項	県事由による契約解除又は終了時の効果	41	Ⅳ	1	(1)	イ	県の責めに帰すべき事由による契約解除の場合、県は運営権者の損失を補償するとありますが、例えば資金調達していた場合の返済等も含めて頂きたく、損失の範囲について極力具体的な内容をお示し頂けないでしょうか。	【実施契約書(案)】第70条に記載のとおりです。

No.	資料名	タイトル	頁	項目			質問内容	回答	
56	募集要項	運営権者事由による契約の解除について	41	Ⅳ	1	(2)	ア	「運営権者が実施契約上の義務に違反する等実施契約に定める一定の事由が生じたとき、県は、催告し、又は催告することなく実施契約を解除することができる」とありますが、当該不履行を是正するのに必要な合理的期間を設けた催告を行うことを原則とする定め方に変更していただくことは可能でしょうか。	【実施契約書（案）】第60条に記載のとおりです。
57	募集要項	不可抗力による契約の解除又は終了	42	Ⅳ	1	(3)	イ - (ア)	不可抗力事象により本空港が滅失し、実施契約が終了した場合は、貴県に運営権者の損失を補償していただくべきと考えます。	【実施契約書（案）】第71条に記載のとおりです。
58	募集要項	特定法令等変更による契約の解除	42	Ⅳ	1	(4)	イ - (ア)	特定法令等変更により実施契約が解除となった場合は、貴県に運営権者の損失を補償していただくべきと考えます。（少なくとも、特定法令等変更のリスクを運営権者が負うべきではないものと考えます。）	【実施契約書（案）】第71条に記載のとおりです。
59	募集要項	契約の解除又は終了に伴うその他の措置について	42	Ⅳ	1	(6)	ア	貴県または貴県の指定する者が時価で買い取ることが出来るとされる「必要と認められたもの（資産）」の定め方について、本事業に係る全ての資産が買い取り対象となることを原則とする定め方にしていただくことは可能でしょうか。例外的に対象から除くことを要する場合には、かかる除外資産についての基準を予め明示して頂く、もしくは除外資産の具体事例をお示しいただけないでしょうか。	県が空港の運営及び維持管理にとって必要と判断する資産を買取の対象としており、買取時点で、資産の状態やその必要性等を総合的に勘案して判断する予定です。
60	募集要項	契約の解除又は終了に伴うその他の措置について	43	Ⅳ	1	(6)	ウ	貴県または貴県の指定する者が時価で買い取ることが出来るとされる「必要と認められたもの（備品）」の定め方について、本事業に係る全ての備品が買い取り対象となることを原則とする定め方にしていただくことは可能でしょうか。例外的に対象から除くことを要する場合には、かかる除外備品についての基準を予め明示して頂く、もしくは除外備品の具体事例をお示しいただけないでしょうか。	県が空港の運営及び維持管理にとって必要と判断する備品を買取の対象としており、買取時点で、備品の状態やその必要性等を総合的に勘案して判断する予定です。
61	様式集及び記載要領	任意事業に関する提案	68					別紙⑤には、任意事業による施設の新規投資及びその更新投資（更新・修繕・拡張）を含めて記載することとなっておりますが、様式6-14の全体計画を構成する提案項目では、当該金額を記載する必要はないとの理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。 任意事業による新規投資及びその更新投資については、【募集要項（様式集及び記載要領）】様式6-8に記載してください。
62	要求水準書	県への報告等について	20					「旅客ターミナルビル入館者数について、月ごとに速やかに県に報告すること。」とありますが、既存設備（ITシステム等）によって入館者数をカウントすることが可能であるという理解で良いでしょうか。	旅客ターミナルビルに入館者数カウンターが設置されています。
63	要求水準書	任意事業の開始時期	54	8				任意事業の開始時期については、提案及び提案者の判断に基づくものとし、貴県として特段のご指定はないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
64	要求水準書	住宅防音工事について		第2条	1項			「住宅防音工事は、航空機騒音を測定した結果、Lden57デシベルを超える値が認められる地域（以下「対象区域」という。）において実施するものとする。」とありますが、現時点において、住宅防音工事の判断基準を超える値が観測される地域に属する住宅は無いという理解で良いでしょうか。また、存在する場合には、その住宅の詳細について明示頂けないでしょうか。	現時点で住宅防音工事が必要となる住宅はありません。
65	基本協定書（案）	代表企業	1	1条	1項	(26)		代表企業は構成員の中で最大の出資割合を有する必要があるのでしょうか。例えばA社20%、a社（A社の関連会社もしくは子会社）10%、B社25%、C社10%・・・、と続く場合、A社を代表企業とすることは可能でしょうか。	代表企業は、最大の出資割合を有する必要はありません。

No.	資料名	タイトル	頁	項目			質問内容	回答
66	基本協定書（案）	継続株主の定義	1	1条	1項	(13)	継続株主の構成がA社、B社、C社とある場合、A～C社がそれぞれ株式を有する形になるのか、それともA～C社を「継続株主持分会社（ホールディング）」のように1社にまとめて株主とするのでしょうか。	それぞれが株式を有する形となります。
67	基本協定書（案）	株式譲渡契約の履行	3	第4条	4		空港株式会社株式譲渡予約契約に則り、譲渡が実施されたのち、実施契約が締結されなかった場合、当該株はどのように取り扱いされるのでしょうか。	実施契約が締結されないことは想定していませんが、実際に起きた場合には、優先交渉権者及び現株主と協議します。
68	基本協定書（案）	株式譲渡契約の履行	3	第4条	5		空港株式会社株式譲渡予約契約に則り、履行が実施されない場合、優先交渉権者の帰責でなければ、優先交渉権者が負う責任は一切無いという認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、応募に係る費用負担等については、【基本協定書（案）】第10条第3項に記載のとおりです。
69	基本協定書（案）	空港会社株式譲渡予約契約の契約上の地位譲渡について	3	第4条	5		改定「2017年度PPP/PFIアクションプラン別紙」 「⑤ターミナルビルの実施は運営権者に義務付けられており、、、（略）確実に事業を承継しなければならない。、、、（略）リスクを運営権者のみが負うこの仕組みを、少しでも改善すること。」として今後ガイドラインが策定されます。貴県は「各関係者による契約の履行について、何ら責任を負わない」としていますが、ビル事業者の株式譲受が確実に履行されるように貴県の支援をご配慮願います。また、万が一履行されない場合、優先交渉権者が負う責任は一切ないという認識で宜しかったでしょうか。	No. 8 及びNo. 68をご参照ください。
70	基本協定書（案）	株式取得等計画書の様式について	3	第5条	1		株式取得等契約書の様式は後日ご指定いただけるのでしょうか。	「株式取得等計画書」に関するご質問であることを前提に回答します。 優先交渉権者選定後に様式及び記載内容を指定します。
71	基本協定書（案）	運営権者に対する継続株主の株式買取義務	2	5条	4項	(2)	継続株主が保有する株式を処分（譲渡）する場合、運営権者に買取義務は生じるのでしょうか。	【基本協定書（案）】4ページの第5条第4項に関するご質問であることを前提に回答します。 買取義務は生じません。
72	基本協定書（案）	元継続株主の株式取得	2	5条	4項	(2)	事業開始後に継続株主を脱退し、第三者増資の割り当てを受けることは可能でしょうか。	【基本協定書（案）】4ページの第5条第4項に関するご質問であることを前提に回答します。 可能です。ただし、新たに本議決権株式を発行しようとする場合は、書面により県の事前の承認を得ることが必要となります。
73	基本協定書（案）	本議決権株式の譲渡等	4	第5条	4	(1)	本議決権株式の第三者への譲渡において、同項(4)に規定の要件を満たす場合でも県が譲渡先として認めないケースはありますかでしょうか。もしあれば具体例としてご教示下さい。	本議決権株式の処分に対する県の承認の要件については、【基本協定書（案）】第5条第5項に記載のとおりです。
74	基本協定書（案）	継続株主の株式の発行割合	2	6条	1項	(4)	「継続株主の保有する議決権株式の合計数が、発行済み議決権株式数の20%を超えていないこと」とあり、上限設定はありますが、下限設定はないのでしょうか。運営権設定後の増資によって継続株主の出資比率が低下することから、推奨レベルの指標でも結構ですが、適切な基準があれば教示ください。	【基本協定書（案）】6ページの第6条第1項に関するご質問であることを前提に回答します。 下限は設定していません。
75	基本協定書（案）	実施契約書（案）および基本協定書（案）の修正	7	8条	1項		「実施契約書（案）の修正には原則として応じない」とありますが、相互間で調整の上、県が自発的に変更を行う余地はあるのでしょうか。	【基本協定書(案)】、【実施契約書(案)】は、競争的対話及び優先交渉権者として選定された応募者の提案内容を踏まえて修正します。
76	基本協定書（案）	実施契約の不成立	10	第10条	1	(2)	優先交渉権者構成員の責めに帰すべき事由により実施契約の締結に至らなかった場合の違約金2億円の前提・根拠をお示しください。	県が改めて公募手続を実施するために必要な費用を見込んで算出しています。

No.	資料名	タイトル	頁	項目			質問内容	回答
77	基本協定書（案）	実施契約の不成立について	10	第10条	2		「県の責めに帰すべき事由により、実施契約の締結に至らなかった場合、既に優先交渉権者構成員が本事業の実施に関して支出した費用の負担は、県と優先交渉権者構成員の協議によって決定されるものとする。」とありますが、貴県の責めに帰すべき事由（県議会において本事業についての運営権設定の議決を得られなかった場合等）によって実施契約の締結に至らなかった場合には、運営権者は貴県に本事業の実施に関して支出した費用の支払いを請求できるようにして頂けないでしょうか。	【基本協定書（案）】第10条に記載のとおりです。 なお、県議会において本事業についての運営権設定の議決を得られない場合は、県の責めに帰すべき事由とはしません。
78	基本協定書（案）	実施契約の不成立について	10	第10条	2		PFIガイドライン（p.106「管理者等の帰責事由による解除の効力」）にもある通り、「県の責めに帰すべき事由により実施契約の締結に至らなかった場合、（中略）費用の負担は、県と優先交渉権者構成員の協議によって決定」されるとありますが、貴県のご負担として頂きたく存じます。	【基本協定書（案）】第10条に記載のとおりです。
79	基本協定書（案）	実施契約不成立時の違約金について	10	第10条	3		“いずれの責めにも帰すべからず事由により実施契約の締結に至らなかった場合は、本事業の準備のために支出した費用は各自負担する”ということについては理解しますが、“貴県議会において実施契約の締結に必要な議決が得られない”というのは貴県の責めに帰すべきものと考えますので、貴県の負担とさせていただけないでしょうか。	【基本協定書（案）】第10条に記載のとおりです。 なお、県議会において本事業についての運営権設定の議決を得られない場合は、県の責めに帰すべき事由とはしません。
80	実施契約書（案）	責任の負担について	7	第1章	第7条	2	当該項目について、貴県の承認・確認を受けた上で事業を実施した場合についての損害等については、貴県と運営権者で協議し、責任、損害の負担先を決定すべきだと存じます。つきましては、そのような主旨の文章に修正していただけないでしょうか。若しくは当該項目を削除していただけないでしょうか。	【実施契約書（案）】第7条に記載のとおりです。
81	実施契約書（案）	種類株式の発行比率の制限について	7	8条	1項	(2)	「運営権者が発行できる株式は、本完全無議決権株式及び本議決権株式のみ・・・」との記載がありますが、これらの種類株式の発行比率に特段の定めはありますでしょうか。	事業開始後の発行比率に関する特段の定めはありません。
82	実施契約書（案）	特定運営事業の継承について	9	第2章	第9条	2	実施契約の締結後10日以内に、事業継承計画書を貴県に提出するとありますが、事業継承計画書は自由に書式を設定して良い、という認識で宜しかったでしょうか。	お見込みのとおりです。
83	実施契約書（案）	特定運営事業等の承継等について	9	第2章	第9条	5	「県は、理由のいかんを問わず、（中略）運営権者に発生した増加費用又は損害については一切責任を負わない。」とありますが、貴県の帰責事由の場合は、県が責任をもってご対応いただきたく願います。	【実施契約書（案）】第9条第5項に記載のとおりです。
84	実施契約書（案）	瑕疵担保責任について	9	第2章	第10条	1	“県が優先交渉権者に開示した資料（中略）合理的に予測することのできないものに限る。”の部分を削除していただけないでしょうか。	【実施契約書（案）】第10条に記載のとおりです。
85	実施契約書（案）	瑕疵担保責任について	9	第2章	第10条	1	瑕疵担保期間について、請負者の故意又は重大な過失による場合についてはより長期の補償をご考慮願います。（一般的な公共工事の請負契約は10年。）	【実施契約書（案）】第10条に記載のとおりです。
86	実施契約書（案）	県の瑕疵担保責任等について	9		第10条	2	「平成28年度から事業開始予定日までの間に県が実施した旅客ビル施設の増改築部分に係る瑕疵担保期間は、県が当該増築・改修部分の請負について工事請負事業者と締結した契約上定められた期間とする。」とありますが、貴県が締結した工事委託契約書について開示頂けないでしょうか。	工事委託契約書（かがみ、特記仕様書、約款）については、参考資料として別途開示します。

No.	資料名	タイトル	頁	項目			質問内容	回答
87	実施契約書（案）	瑕疵担保責任について	10	第2章	第10条	5	改定「2017年度PPP/PFIアクションプラン別紙」においても①-1「管理者が運営権者に対して、コンセッション実施契約締結時点で、一定の条件の下で表明保証や瑕疵保証を行う。」とあります。貴県は、譲渡対象資産・権利・契約・提供された情報等、開示した資料等に瑕疵が発見された場合、これらに一切責任を負わないとあります。一方で、県（又は第三者）は運営権終了時、運営権者から買い取った資産に瑕疵があった場合は修補・損害賠償請求ができることになっています（第58条2項）。アクションプランに鑑みつつ、貴県と運営権者との公平性を期すため、県が「一切責任を負わない」という事項をご再考願えませんか。	【実施契約書（案）】第10条に記載のとおりです。
88	実施契約書（案）	瑕疵担保責任について	10	第2章	第10条	6	当該項目について、リストが不完全のままだと管理上の混乱が生じる可能性があるため、それが判明した場合は、貴県にてリストを修正していただいたうえで、再度開示をしていただけないでしょうか。若しくは、当該項目自体を削除いただけないでしょうか。	【実施契約書（案）】第10条6項は記載のとおりとしますが、県においてリストの修正を行った場合には、追加で開示します。
89	実施契約書（案）	空港供用規定及び空港保安規定等	10	第2章	第11条		改定「2017年度PPP/PFIアクションプラン別紙」に従って、国際線の増便実施、円滑な空港運営という観点から、必要に応じ国際線発着調整事務局や管制との連携関係もご配慮頂きたく存じます。	富士山静岡空港は、国際線発着調整事務局の発着調整対象空港ではありません。管制は国の業務ですが、県として政策要望等が必要な場合は実施していきます。
90	実施契約書（案）	運営権設定対象施設の転貸条件	14		21条	(4)	運営権設定対象施設を別紙8記載の者以外の第三者に転貸する場合、貸付料などの転貸条件は、運営権者が自由に設定してもよろしいのでしょうか。	【実施契約書（案）】第21条の手続に則り、かつ【要求水準書（案）】21ページの第2章-第4節-3の要求水準を満たす限りにおいて、運営権者が転貸条件を設定することが可能です。
91	実施契約書（案）	要求水準の変更について	16	第6章	第24条	2	“著しい増加費用又は損害”では基準が曖昧となりますので、“増加費用又は損害が発生した場合は運営権者は協議を申し入れることができる”としていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。	【実施契約書（案）】第24条に記載のとおりです。
92	実施契約書（案）	更新投資（運営権施設）について	20	第8章	第31条	2	CIQ施設は運営権施設に含まれていますが、その更新は「重要変更」に該当しません。したがって空港ビル施設の整備に伴ってCIQ施設の再配置や新設が生じても、貴県との事前協議は不要と理解してよろしいでしょうか？	C I Q施設の再配置や新設は、重要変更には該当しませんが、【実施契約書（案）】第21条の手続に従ってください。
93	実施契約書（案）	県による更新投資（運営権施設）について	22	第8章	第34条		更新投資の内容が運営権者の増加費用等を発生させる場合は、協議・合意した上で実施する、とあります。これにより事業計画を大きく見直さなければならないような場合、状況によっては貴県の費用負担もご検討下さいますようお願い申し上げます。	【実施契約書（案）】第34条に記載のとおりです。
94	実施契約書（案）	利用に係る料金の設定および收受等	22		第36条	1	仮に駐車場利用料金を設定した場合、同料金は本項(5)に含まれるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
95	実施契約書（案）	利用に係る料金の設定および收受等	22	第9章	第36条		着陸料等は事業期間中、年度の任意期日に変更することが可能ですか？	運営権者は、【実施契約書（案）】、【募集要項】、【要求水準書（案）】及び提案書類並びに関連する法令等に従い、任意期日で着陸料等を変更することは可能です。
96	実施契約書（案）	利用に係る料金の設定及び收受等について	22	第9章	第36条		「收受の根拠となる法令等が変更された場合にはこれらに従う」とありますが、具体的にはどういった法令が該当しますか？	航空法、空港法、空港設置管理条例等がありますが、具体的な法令等については運営権者においてご確認ください。

No.	資料名	タイトル	頁	項目			質問内容	回答
97	実施契約書（案）	法令等の変更について	23	第10章	第38条		「運営権者の責めに帰すべき事由により当該特定法令変更が行われた場合を除く。」とありますが、運営権者等の責めに帰すべき事由から法令変更がなされるとはどのような場合でしょうか。ご教示下さい。	【実施契約書（案）】第38条「（運営権者の責めに帰すべき事由により当該特定法令変更が行われた場合を除く。）」に関するご質問であることを前提に回答します。 現時点で具体的な想定をしているものではなく、仮に運営権者の責めに帰すべき事由により特定条例等変更があった場合は、県の補償対象外とするという意味です。
98	実施契約書（案）	県によるモニタリング		第11章	45条		改定「2017年度PPP/PFIアクションプラン別紙」に従って、貴県によるモニタリングにつきましても、運営権者のセルフモニタリング同様、可能な限り公表する仕組みとし、簡素化を図って頂きたいと存じます。	県によるモニタリングの実施方法の詳細は、事業開始日までに定めることとしていますが、運営権者が提出するセルフモニタリングの結果に関する報告書を基に、評価委員会等による評価結果や県が必要と認めて実施する調査結果を踏まえ、運営権者が要求水準を充足する運営を行っているか否かを確認するとともに、運営権者の財務状況を把握することを基本とする予定です。 また、県によるモニタリングの結果については、原則として公表する予定です。
99	実施契約書（案）	事業終了日における運営権設定対象施設等の取扱いについて	33	第14章	第57条		「引渡時点において、（中略）必要に応じて更新投資（運営権設定対象施設）を実施するものとする。」とありますが、要求水準を満足している限り、引渡時点の原状で要求水準を満足している限りにおいて、更新投資は生じないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
100	実施契約書（案）	事業終了日における運営権設定対象施設等の取扱い	33		第57条	4	県が運営権者から時価で買い取る資産に、富士山静岡空港株式会社の株式は含まれますでしょうか？また、同株式価額の算定方法について、今回民間委託に伴う株式譲渡に際して現株主との間で合意したものと原則同じとしていただくことは可能でしょうか。	事業期間終了時での富士山静岡空港株式会社の取扱いは、現時点で未定です。
101	実施契約書（案）	事業終了日の運営権者の瑕疵担保責任について	34	第14章	第58条		改定「2017年度PPP/PFIアクションプラン別紙」で指摘されている事項です。運営権終了後に貴県に引き渡される運営権施設の瑕疵に関して、隠れた瑕疵が運営権設定時点ですでに存在していたものであった場合（静岡空港の当初施工に生じていたもの等）は、もともと運営権者の運営に伴って生じた瑕疵ではありません。この除外をご検討頂きたく存じます。	【実施契約書（案）】第58条に記載のとおりです。
102	実施契約書（案）	運営権者の事由による本契約の解除について	35	第15章	第60条		改定「PPP/PFIアクションプラン別紙」「①-4 国・管理者による運営権者を狙い撃ちにするような法令等の実施に対しては、必ず救済処置・補償を受けられる仕組みとする」とあります。貴県が催告することなく本契約を解除することができる場合として「本事業の実施に必要な許認可等が終了または取り消され」た場合とあります。「相当期間内にこれを復させることが困難」という「相当期間」の判断に関して協議事項としていただけませんかでしょうか。	【実施契約書（案）】第60条に記載のとおりですが、「相当期間」については、個別の状況に応じて県が判断します。
103	実施契約書（案）	県の任意解除	36		61条	1項	「本契約を継続する必要がなくなった場合・・・」とは、具体的にどのような場合を想定されておりますでしょうか。	現時点では具体的に想定していません。
104	実施契約書（案）	運営権者事由による契約解除に係る違約金	39		68条	2項	違約金の額、2億円の算定根拠をご教示ください。	県が改めて公募手続を実施するために必要な費用を見込んで算出しています。
105	実施契約書（案）	県事由及び特定条例等変更事由解除の場合の運営権取消等	39	第4節	第70条	第1項	第60条は運営権者事由による契約解除に係る条項ですが、第70条の県事由及び特定条例等変更事由解除の場合の運営権取消等に係る条項に含まれている理由をご教示ください。	「第60条、第61条、第62条第1項又は第64条により」とありますが、「第61条、第62条第1項又は第64条により」の記載誤りです。

No.	資料名	タイトル	頁	項目			質問内容	回答
106	実施契約書（案）	県事由による契約解除に係る違約金	39		70条	2項	(2)	<p>県の事由によって契約解除になった場合に県が支払う損失補償金額は運営権対価が基準となっています。運営権対価がない場合の損失補償金の考え方についてご教示ください。</p> <p>【実施契約書（案）】第70条2項に記載のとおり、県の事由による契約解除の場合には、超過分として損失補償します。</p>
107	実施契約書（案）	兼業禁止	43		82条			<p>「本事業に係る業務以外の業務」の範囲について、例えば、運営権者が別の空港の運営権を取得することは、兼業に該当するでしょうか。</p> <p>兼業に該当します。</p>
108	実施契約書（案）	物価変動について	81	別紙11	第1条			<p>県負担上限額は、事業期間中、本契約書第55条第2項に定める場合を除き、いかなる事由があった場合も変更しないとされていますが、将来発生する物価の変動により運営権設定対象施設の更新投資費用が上昇した場合、増加する費用は県が負担していただけるのでしょうか？運営権者が負担するとした場合、将来発生が見込まれる物価変動を予想して価格に織り込んだ入札となり、施設運営に関して技術的・経験的に優れた提案が評価されにくいものになると懸念いたします。</p> <p>更新投資（運営権施設）費用の県負担上限額は、運営権者の負担軽減を図るため、一定の範囲内で更新投資に対する県の負担を約束するものであり、原則として県負担上限額を変更することはありません。</p>
109	優先交渉権者選定基準	任意事業について	8	表1	2	(6)		<p>空港用地外での任意事業は評価の対象となるのでしょうか。また、貴県が公募した使用者による別事業により任意事業が実行できなかった場合、それに係る損害補償は発生しないという認識で宜しかったでしょうか。</p> <p>【優先交渉権者選定基準】6ページの5-5-(3)-表1に記載のとおりです。なお、後段でご指摘のような場合が発生することは想定していませんが、発生した場合、県は補償を行いません。</p>
110	優先交渉権者選定基準	提案根拠の明確化	9	5	表1	3	(4)	<p>施設の長寿命化や更新投資の効率化に関する提案及びその実施を行う上で、コンソーシアム構成員以外の特定の事業者の持っているノウハウが必要な場合又は、その事業者のコンソーシアム構成員に対する提案が根拠の場合は、審査書類の中にその事業者名を明記する方が、提案根拠を明確にする上では望ましいのでしょうか。</p> <p>特定の事業者名の明記は応募者の判断に委ねます。</p>
111	優先交渉権者選定基準	提案書に記載する目標数等の基準年とする「5年後」「20年後」	12					<p>「本提案項目における「20年後」とは事業開始日の20年後の応答日の属する年度の前年度とし、「事業開始5年後」とは事業開始日の5年後の応答日の属する年度の前年度」とありますが、仮に事業開始日を募集要項で示されている平成31年4月1日とした場合は、20年後は平成50年度を指し、5年後は平成35年度を指すという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>お見込みのとおりです。</p>
112	優先交渉権者選定基準	任意事業に関する施策	15	2	(6)	ア		<p>任意事業を行う範囲で「空港用地内および空港用地外において」と記載がございますが、「空港用地外」の範囲とは、P14(4)アに記載される「地域」の考え方と同様と理解して宜しいでしょうか。もしくは事例をご教示ください。</p> <p>「空港用地外」の範囲とは、「空港用地」以外であり、特に範囲を定めているものではありません。</p>
113	優先交渉権者選定基準	任意事業に関する施策について	15	5	2	(6)	ア	<p>任意事業を行う範囲に関して「空港用地内および空港用地外において」との記載がありますが、この「空港用地外」の範囲に関しては、明確な区域を設定しているものではないという理解で宜しいでしょうか。</p> <p>お見込みのとおりです。</p>

No.	資料名	タイトル	頁	項目			質問内容	回答	
114	優先交渉権者選定基準	空港活性化を目的とする運営権対象施設に係る更新投資について	15	5	2	(5)	カ	「空港活性化を目的とする運営権設定対象施設に係る更新投資」においては、募集要項P18記載の「空港基本施設等の更新投資（拡張）」に係る施策を記載するという理解でおりますが、運営権者が拡張した施設の更新及び修繕のための投資は、募集要項P18記載の「空港基本施設等の更新投資（更新及び修繕）」の扱いになりますでしょうか、それとも、「空港基本施設等の更新投資（拡張）」の扱いになりますでしょうか。また、優先交渉権者選定基準P17に記載があります「施設の長寿命化や更新投資の効率化に関する施策」においては、募集要項P18記載の「空港基本施設等の更新投資（更新及び修繕）」に係る施策を記載するという理解で宜しいでしょうか。	運営権者が拡張した施設の更新及び修繕のための投資は、「拡張」の扱いとなります。後段については、お見込みのとおりです。
115	優先交渉権者選定基準	空港活性化を目的とする運営権設定対象施設に係る更新投資の範囲	15					「「空港活性化を目的とする運営権設定対象施設に係る更新投資」とは、運営権設定対象施設の拡張のための投資並びに当該拡張した施設の更新及び修繕のための投資」とありますが、ここでいう拡張とは、たとえばターミナルビルの増床といった量的拡大施策に限られず、質的な機能向上施策も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
116	優先交渉権者選定基準	任意事業について提案する、5年間の具体的な施策について	16					任意事業にかかる「5年間の具体的な施策」として、「空港活性化を目的とする更新投資に係る施策を具体的に記載するもの」というご指示がありますが、更新投資に関わらず新規施設の建設等も当然含まれるという理解でよろしいでしょうか。	「空港活性化を目的とする更新投資に係る施策を具体的に記載」とありますが、「事業開始後5年間の任意事業に係る施策を具体的に記載」の記載誤りですので、任意事業に係る新規投資も含まれます。
117	優先交渉権者選定基準	任意事業の投資回収の確実性の評価について	16					任意事業の「投資回収の方法」については、「投資回収の確実性についてのみ審査の対象とし、計画性や合理性が認められない場合には、空港活性化を目的とする運営権設定対象施設に係る更新投資に関する評価点から減点を行う。」とありますが、任意事業単体では難しい場合でも、本事業全体として投資回収の確実性が相応に見込める場合には、減点はないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
118	優先交渉権者選定基準	運営の効率化に関する施策について	17	5	3	(3)		「運営の効率化に関する施策」においては、空港基本施設等の更新投資（拡張・更新・修繕）に係る内容ではなく、業務費や運営費等（CapexではなくOpex）に係る施策を記載するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
119	優先交渉権者選定基準	運営の効率化に関する施策について	17	5	3	(3)		「運営の効率化に関する施策」においては、空港基本施設等の更新投資（拡張・更新・修繕）に係る内容ではなく、業務費や運営費等（CapexではなくOpex）に係る施策を記載するという理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
120	優先交渉権者選定基準	滑走路等更新投資運営権者負担額（更新及び修繕）	21	5	(1)			「20年間の滑走路等に係る対象施設ごとの更新投資費用の総額」を算定するに当たり必要な資料として次の資料の開示及びヒアリングを求めます。 ・滑走路・誘導路・エプロンの直近の路面性状調査結果 ・その他過去の日常点検・定期点検の結果（構造物） ・滑走路等の点検管理を行う担当者へのヒアリング	路面性状調査結果及び過去の日常点検・定期点検の結果は、参考資料として別途開示します。一次審査の結果通知後、空港の現地調査及び富士山静岡空港株式会社及び静岡空港管理事務所の担当者へのヒアリングを実施する機会を設ける予定です。

No.	資料名	タイトル	頁	項目			質問内容	回答
121	優先交渉権者選定基準	運営権対価等に関する提案	21	5	5	(1)	「県が定める費用上限額に対する県負担額削減額及び運営権対価の合計額」を評価対象額とされていますが、この算定方法ですと、提案費用総額の削減努力が十分に反映されないことが懸念されるところです。例えば、県が定める費用上限額を10億円とした場合に、費用総額7億円（うち運営権者負担額5億円）と提案した事業者は、費用総額9億円（うち運営権者負担額7億円）と提案した事業者よりも費用総額を削減したにも関わらず運営権対価に関する評価は同水準となってしまう。民間のノウハウを活用することによる空港運営費用の削減は空港民営化の目的の一つであると理解していますので、当該採点基準の趣旨につきご教示頂ければと思います。	本事業では、滑走路等に係る県負担額をいかに減らすことができるかを評価することとしています。県負担額を減らすために更新投資総額全体を下げるのか、あるいは運営権者自らの負担額を増やすことで県負担額を減らすのかで重み付けはせず、それらの総額で評価することとしています。
122	優先交渉権者選定基準	運営権対価等に関する提案	21		5	(1)	滑走路等更新投資（更新及び修繕）の金額に係る評価については、県負担額の小さい提案を高く評価する仕組みとなっております。一方、事業期間の各期における投資金額、すなわち投資を実施するタイミングについては、どのような評価が行われますでしょうか。	【募集要項（様式集及び記載要領）】別紙②において更新投資を実施する時期等の提案を求めており、その根拠や妥当性については【募集要項（様式集及び記載要領）】様式6-11において定性的に評価します。
123	優先交渉権者選定基準	表2 第二次審査における提案項目のうち全体計画を構成する内容	22及び23		表2		※の注釈にあるように20年間の更新投資総額については提案が未達であっても義務違反とならないとしております。一方で義務違反にはならないが、説明会のご説明でもあったように債務負担行為限度額を超えた場合は事業者の負担となる、との理解でよろしいでしょうか。また提案時に設定した投資計画の投資額が想定外の事情で調整しなければならなくなった場合、毎年報告する単年度計画で調整することは可能でしょうか。	前段については、お見込みのとおりです。後段については、事業年度ごとの事業計画について、運営権者が、県と協議及び調整を行った上で、事業年度開始日の30日前までに単年度計画を県に提出し、県の承認を得ることとしています。
124	その他						基本施設の定期点検（すべり摩擦、路面性状調査等）の費用はOPEX上影響が大きいため、これまでの点検履歴と点検費用が示されている資料をご開示ください（一件別明細等からでは判定が困難なため）。	路面性状調査結果及び過去の定期点検の結果は参考資料として別途開示します。
125	その他						説明会の際に口頭でご回答頂いた実施方針に関する質問の回答は本事業に参加するかの判断を行う重要な要素ですので、正式な書面にてご回答くださいますようお願い致します。	説明会の補足資料として開示する予定です。